

# 設計図書等の閲覧等に係る取扱要領

(平成7年6月20日監-423)

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事並びに測量、設計及び調査の業務（以下「建設工事等」という。）の入札参加者が熟知しなければならない工事及び業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧、貸出し及び複写の取扱いについて定めるものとする。

(一般競争入札等における取扱い)

第2条 一般競争入札及び条件付き一般競争入札における設計図書等の取扱いについては、秋田県一般競争入札実施要綱（平成7年3月30日付け監-1726）、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管-2422）、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱（平成20年3月17日付け建管-2460）及び設計図書等の複写に関する取扱いについて（平成6年3月30日付け監-1745。以下「設計図書等複写取扱い通知」という。）に定めるところによるものとする。

(通常の指名競争入札における取扱い)

第3条 入札執行課所長は、指名競争入札により建設工事等を発注する場合は、入札執行日の前日までの間において、当該指名通知を受けた者の申請に応じ、設計図書等の閲覧及び貸出しを行うものとする。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、貸出しは行わないものとする。

2 前項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、閲覧及び貸出しを行う設計図書等の部数は2部以上とし、入札参加者の見積りに支障が生じないように、指名業者数、見積期間等を勘案し、所要の部数を確保するものとする。

3 入札執行課所長は、設計図書等の閲覧（貸出し）場所及び時間を定め、予め入札参加者に周知するものとする。

4 第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、入札執行課所長は、設計図書等の閲覧又は貸出を受けようとする者から設計図書等の閲覧（貸出）申請書（様式第1号）を提出させ、設計図書等の管理などについて指示した上で閲覧又は貸出しを行うものとする。また、貸出しに係る返却は、原則として貸出日のうちとする。

5 設計図書等に対する質問は、書面（様式任意）により入札執行日の5日前までに、入札執行課所長に提出するものとする。また、回答は、書面（様式第2号）で入札執行日の3日前までに、閲覧により行うものとする。ただし、電子入札においては、設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、見積期間の短い工事等については、随時に質問を受け付け、回答することができるものとする。

- 7 電子入札においては、入札執行課所長は、第1項ただし書による設計図書等の閲覧のほか、設計図書等の複写の措置を講ずるものとし、手続等については設計図書等複写取扱い通知を準用するものとする。
- 8 入札執行課所長は、前項の場合のほか必要があると認めた場合は、通常の指名競争入札においても、設計図書等の複写の措置を講ずることができる。この場合の設計図書等の複写については、設計図書等複写取扱い通知を準用するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 土木部設計図書閲覧等取扱要領（平成6年3月30日監－1744）は廃止する。

附 則（平成8年9月27日監－1012 一部改正）

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年5月1日建管－333）

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年8月20日建管－929）

この要領は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成17年7月19日建管－916）

この要領は、平成17年7月19日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日建管－2461）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 設計図書等閲覧（貸出）申請書

次の工事（業務）の設計図書等の閲覧（貸出）を申請します。

閲覧年月日 平成 年 月 日

閲覧者 氏名

勤務先

住所

TEL

工事名又は業務名  
(番号)

(該当する項目に○してください)

- 閲覧（貸出）書類
- 1 仕様書
  - 2 図面
  - 3 契約書案
  - 4 金額を記載しない内訳書
  - 5 入札心得
  - 6 入札参加にあたっての留意事項
  - 7 質問回答書
  - 8 参考図書

(様式第2号)

平成 年 月 日

〇〇事務所長

### 設計図書等に対する質問書への回答について

次の工事（業務）に係る質問について、回答を閲覧します。

工事名又は業務名（番号）	
質 問 要 旨	
回 答	